

新築後未使用（建売住宅・新築マンションを取得したとき）

必要書類			
住民票		原本又は写しを提示	やむを得ず転入手続前に証明の申請を行う（入居予定）場合は、追加書類が必要になります。→提出書類（6）参照
確認申請書類一式 （確認済証及び検査済証を含む）		原本又は写しを提示	併用住宅の場合は、家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが分かる平面図などが必要になります。
未使用証明書		原本を提出	
2 点 の う ち い ず れ か	・登記事項証明書 ※1	原本又は写しを提示	
	・登記完了証 （書面申請の場合は、登記申請書と登記完了証）※2		
4 点 の う ち い ず れ か	・登記原因証明情報	原本又は写しを提示	登記原因日となる家屋の取得の日を確認します。
	・売渡証書		
	・所有権譲渡証明書		
	・売買契約書 ※3		

特定認定長期優良住宅 又は 認定低炭素住宅 の場合、下記の書類を追加

認定通知書と申請書副本	原本又は写しを提示	変更の認定を受けた場合は変更認定通知書
-------------	-----------	---------------------

※1 令和5年6月から、インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載された書類を、登記事項証明書に代えて受領することが出来るようになりました。
なお、提出された書類は照会番号による確認を実施しています。照会番号による確認ができない場合には、住宅用家屋証明書の発行をお断りいたします。

※2 書面申請の登記申請書（控）に法務局の受付印が押印されているか確認します。

※3 売買契約書を用いて証明の申請をする場合には、契約書に記載されている所有権移転の時期に申請家屋を取得したと考えます。必要に応じて、残代金の支払いを確認できる書類の提出を求めることがあります。